

第12回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成28年1月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡田 勝	3番 廣瀬 康友	4番 近重 良治
6番 三浦 万人	7番 牛尾 博美	8番 小川 明人	9番 佐々岡常喜
10番 大谷 数義	11番 齋藤 久行	12番 橋本 安延	13番 小谷 保雄
14番 岡本 健治	15番 小松原常雄	17番 狭間 延雄	18番 松山 純久
19番 安床 俊雄	20番 川方 耕治	21番 岡堂 正顯	22番 三明多佳志
23番 原田 和義	24番 神田 進	25番 岡本 嗣喜	26番 宮崎 龍生
27番 渡辺 弘之	28番 大屋 幸	29番 渡邊 弘登	30番 三浦 博文
31番 岩地 正男	32番 野上 省三	33番 佐々木京子	34番 玉田 一
35番 埴本 徹夫	37番 岩田 功		

2. 欠席委員

5番 林 秀司 16番 三浦 寿紀 36番 徳田マスエ

3. 事務局出席職員 川神事務局長、河野農地係長、深ヶ迫主任主事、佐々木主任主事

会 長 | おはようございます。ただいまから第12回浜田市農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席は、5番の林委員、16番の三浦委員、36番の徳田委員から欠席の届が出ています。

 | なお、本日の議事録署名者は、29番の渡邊委員、30番の三浦委員です。よろしく申し上げます。

会 長 | では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。

では、農用地利用集積計画について農業委員会深ヶ迫主任主事より説明させていただきます。

事 務 局 | (農業委員会 深ヶ迫主任主事)

おはようございます。農業委員会の深ヶ迫です。よろしくお願いします。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、32件134筆、191,852㎡となっています。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えています。

公告日は1月29日を予定しており、利用権設定については開始日を2月1日以降としております。

ここで先月の総会で質問がありました、利用権設定について下限面積はあるのか無いのかという事ですが、下限面積の縛りという物はありません。ただ、二つほど要件がありまして、その利用権設定を結んだ農用地の全てを効率的に利用して耕作等事業を行うこと。もうひとつが、必要な農作業に常時従事すること。この二つを守っていただければ、下限面積が無くても利用権設定を結んで耕作が出来るという事です。

それと、農地利用集積計画(案)の方で賃借料等の書き方ですが、利用目的、期間、終期その後に10a当たり賃借料と書いてありまして、今月から10a当たりで記載があるものに関しては、この10a当たりの欄に5千円とか、10a当たり玄

事務局 米 30 kgと記載し、利用権設定を結んだ土地に対しての賃借料については、備考の欄に賃借料を玄米 30 kgとか 90 kgと書くようにしました。来月からは全体的にもっと見やすく出来る様にしたいと思います。

第 3 7 番 (岩田 功 委員)

ちょっと聞いてみるのだが、3 ページに玄米 90 kg、平成 31 年 12 月 31 日までと書いてありますが、そこまでが、玄米 90 kgという事ですか。

事務局 そうですね、これは終期が、期間が終了するのが平成 31 年 12 月 31 日までですが、それまでの、3 年 11 ヶ月間毎年、年間、1 年に付き玄米 90 kgを年末までに持っていくという事です。金額にしましても 5 千円とかいうのは、1 年毎の賃借料ですので 4 年なら 4 回、10 年なら 10 回持って行くという事です。

農用地利用集積計画（案）については以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。委員の皆様の中で、ご意見ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

会 長 ございませんでしょうか。

質問が無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料2ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料3ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は佐野町の田、1,964㎡です。場所は旧佐野小学校から約300m南の、佐野町上町内です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は101a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

続きまして、2号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は内田町の田、1,983㎡です。場所は市立美川幼稚園から約250m西の下内田2町内です。この申請は、申請人が無償により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は34a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会長

ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、10番の大谷委員をお願いします。

第10番

(大谷 数義 委員)

はい。10番の大谷です。ゼンリンの地図のコピーがございしますが、見ていただければよく分かると思いますが、譲受人の〇〇さんの家のすぐ近くに譲渡人の

第 10 番 (大谷 数義 委員)
□□さんの田んぼがありまして、今までもずっと〇〇さんの方で耕作をされていた経緯がございまして、□□さんは畦畔の草刈等をされている程度であったようでありまして、〇〇さんが引き受けられてもなんら問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

会 長 2号につきまして、6番の三浦委員申し上げます。

第 6 番 (三浦 万人 委員)
6番の三浦です。この土地は、△△さんの子供さんが引き受けて耕作されるそうですので、よろしく申し上げます。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問等がございましたら申し上げます。

委 員 (ありませんの声)

会 長 はい。無いようですので、採決に入ります。
第3条申請2件ございましたが、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

事務局 農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、内村町の田1,024㎡です。場所は市立美川公民館から約50m北の本郷中町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に柿選果場棟及び加工場棟を設置しようとするものです。他の農地への影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上1件です。

会長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、6番の三浦委員お願いします。

第6番 (三浦 万人 委員)

はい。6番の三浦です。写真を見てももらえれば分かると思いますが、この建物は以前からありました××の建物ですが、駐車場も狭く選果場として作った建物ではないので中も狭く、それでその後ろに今度新しく建物を建てたいという事だそうです。よろしくお願いします。

会長 はい。ありがとうございます。以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。委員の皆様方からご意見ご質問がございましたらお願いします。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和27年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号について説明します。資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、熱田町の畑、155㎡です。場所は県立浜田商業高校から約220m南西の、熱田7町内です。当該申請地は、一昨年の地籍調査による農地変更地目認定の現地確認で、既に雑種地に地目変更することが決まっています。本来なら既に地目変更されている予定ですが、登記に時間がかかり今現在登記できていない状態ですが、今回早急に地目変更する必要があったため、申請がありました。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄されています。

転用統制外証明願は、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会 長 1号につきまして、6番の三浦委員をお願いします。

第 6 番 (三浦 万人 委員)

はい。6番の三浦です。先程の事務局の説明のとおりです。よろしく申し上げます。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方からご意見ご質問がありましたらお願いします。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地利用目的変更届について報告いたします。
農地利用目的変更届とは、自己の所有する田を埋め立てて畑や果樹園など、利用目的を変更する場合に届け出ていただくものです。
1号と2号について説明します。資料10ページ、図面番号⑤をご覧ください。届出地は、三隅町井野の田、682㎡と1,441㎡の内360㎡です。場所は、三隅のライスセンターから約100m南の東下今明です。この届けは、田を畑として利用するものです。
続きまして3号について説明します。資料11ページ、図面番号⑥をご覧ください。届出地は、三隅町三隅の田、合計914㎡です。場所は、三保三隅駅から約700m南の三隅町岡崎地区です。この届け出は、高速道路により分断される田を畑として利用するものです。
続きまして、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。1号について説明いたします。資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。届出地は、旭町今市の田、304㎡の内9.33㎡です。場所は、浜田市旭支所から約200

事務局 m北西の旭町今市小谷城地区です。この届出は、平成28年1月21日から平成28年1月29日までを工事期間として、携帯電話の基地局を増設設置するというものです。

以上、報告します。

会長 以上で報告が3件終わりましたが、この件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

会長 ありませんでしょうか。

委員 (ありませんの声)

会長 それでは報告を終わります。

会長 その他事務局からありましたらお願いします。

事務局 はい。それでは事務連絡という事で、別添、事務連絡をご覧ください。

1点目は「遊休農地研修会」についてです。別添の資料をご覧ください。2月3日(水)大田市のあすてらすホールにおいて、島根県農業会議主催による遊休農地解消実践研修会が開催されます。参加を希望される方は、急ではありますが、この場で参加者の確認をしたいと思います。

2点目は農業委員会だよりについてです。

3点目は農地利用意向調査についてです。国は従来から耕作放棄地に対して固定資産税の1.8倍に増額することを言っていましたが、今回、平成29年度からの固定資産税において、この意向調査の結果を判断材料とするという新聞報道がありました。

今年度より、農地パトロールの調査結果を、一応インターネットで公表していますが、今度はこの調査結果で税金が増額する可能性が出てきました。

これから、平成27年度調査に基づいて意向調査を実施しないといけませんが、

事務局 この意向調査結果が税に反映する可能性もあり、慎重に実施したいと考えています。

このことについて、先般の総会后運営協議会で意見交換をいたしました。詳細は未だ決まっていますが、事務局としては平成27年の意向調査を遅くとも夏くらいまでには実施したいと考えており、委員の皆様には担当地区のもう一回の見直しをしていただきたいと思いますと考えております。

後日、データを提示したいと考えていますが、その前に、判定の眼合わせが必要と先般の総会后運営協議会で意見をいただきました。今回その資料を配布しますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

それから次回の総会について、通常22日頃開催しますが、来月は2月19日金曜日に総会を開催したいと思っておりますので、ご了承の方をお願いいたします。以上です。

会長 はい。ただ今、事務局から説明がありました様に、意向調査を昨年9月から11月にかけて行った状況調査に基づきまして、意向調査を行わなければならない事になっております。ここにある2月3日の研修内容を見てみますと、雲南市がこの意向調査に取り組んだようでございますけども、こういった事例発表もありますので出来れば、2月3日の大田市での研修会へ多数参加していただければと思います。

会長 全体を通じまして、皆様方からご意見ご質問がありましたらお願いします。

第25番 (岡本 嗣喜 委員)

25番の岡本です。先程説明がありました意向調査ですね、国の指導もあっていろいろ難しい面もありますが、平場と中山間地とでは農家の思いが違うと思うんですよ。それで自ら耕作をするか、中間管理機構を利用するか、誰かに貸し付けるか等の意向調査という事ですが、農家自らが決して自分の意思で荒らす訳ではありません。これは、高齢化に伴って仕方なく荒らすのが大半だろうと思います。それと、②の中間管理機構ここにも貸す相手が見つからなかった場合に

第25番

(岡本 嗣喜 委員)

は、なかなか難しい制度であります。そうすると貸し付ける者もない、耕作する者もないと言った時に、どのように対応するのかをですね、きちんと決めておいて貰わないと我々も、農家の方から相談を受けた時にどうしようもありません。以上です。

会 長

事務局からコメントがありましたらお願いします。

事 務 局

確かに農地中間管理機構は相手があつての話ですので、言っても荒れている農地を中間管理機構さんもされる様な事はないので、難しいかなと思います。すいません答えになってないかと思いますが、言っておられる事はよく分かります。

第37番

(岩田 功 委員)

因みに税金というのは、1.8倍になったものと、農地を非農地の雑種地等にした場合ではどのくらい違うんですか。

事 務 局

すいません。そこまで把握してないので確認しておきます。

会 長

他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

第26番

(宮崎 龍生 委員)

26番の宮崎です。先程の説明の非農地についてですが、非農地は持ち主が農業委員会に証明願を提出するのか、それとも荒れている所は農業委員会から非農地証明を出されるのかどちらなんでしょうか。

事 務 局

ここで言っている非農地は、農地パトロールの結果で×をつけた所は非農地なので、意向調査は行わなくても良いという事です。

第26番

(宮崎 龍生 委員)

来月ぐらいに、私の担当地区で非農地証明願が出て来そうなんです、状況調査の結果でもう荒れているので出さなくてもいいと言うのか、本人さんから証明願を出すのが筋なのかそこをお願いします。

事務局

基本的に農業委員会がパトロールをして、非農地のところは持ち主に通知をするという事なんです、登記を変えるには法務局に農業委員会の非農地通知か申請があってからの非農地証明書のどちらかが必要になります。

会長

今日の資料、議第4号にもありますが、地目が田で現状は荒れているという事で非農地証明願が出ていますが、そういう風にされたら良いんじゃないかと思いますが。

第37番

(岩田 功 委員)

仮に非農地通知を送って、本人が登記を変えない場合の税金はどうなるんですか。

事務局

非農地通知をした土地については、意向調査の対象外ですので税金は上がりません。税金が上がるのは、1番で意向調査をして自分で作るとか、誰かに貸すとか言いながら半年経ってもきちんとやって無い人を、農地中間管理機構と相談しなさいという勧告を農業委員会としてしなければならぬんですが、そうなった時上がるという事です

第9番

(佐々岡 常喜 委員)

皆さんの話を聞きながら私も色々思うんですが、平場の農業と山間の農業は確かに全然違います。今話を聞いても平場は2、3年おいても草を刈れば大丈夫ですが、山間地の農業というのは1年おいたら半分ぐらい荒れてしまいますし、3年経てばもう、手の着けようが無いぐらいになります。こういうのを私もたくさん見て来まして、どうすればいいのかと思って考えとるんですが、これにもいろいろ

第 9 番 (佐々岡 常喜 委員)

ろ事情があつて、農業自体が米を作るのを減らす様な社会であります。他に何を作るのか山の中で野菜を作る訳にもいかず、農地を持った人の苦しい立場もよく分かります。国の施作で農地を守らなければいけないのはよく分かりますが、農地をちゃんと守らんと税金を上げるというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思います。今、耕作放棄地に成りつつある土地はたくさんあります。私も農業委員ですので、出来る所は農地を荒らさない様にお手伝いをしてはいますが、飛び地など中々耕作できない所もあります。そういう所がもう2年もすれば税金が上がるかもとは所有者の方へどう説明すればいいか分かりません。以上です。

事務局 ちょっと気になったのが、赤の判断の所があるんですが、現況がそうになって無ければいけません。本当に離れた所でそこだけ再生してもあまり意味がない所は赤でも良いとここにも書いてあります。反対に農地の真中が荒れているのは緑とか黄色にして、何とか復活させなさいという事です。

会 長 どうでしょうか。その他、ご意見ご質問はありませんか。
それでは以上を持ちまして、第12回の総会を終了します。

終了 午前10時44分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員